

死亡したとき

※亡くなった方の住所が南区以外の場合は、
住所地の市区町村へお問い合わせください。

南区役所(南区真駒内幸町2丁目)

TEL582-2400 FAX582-6867

南保健センター(南区真駒内幸町1丁目)

TEL581-5211 FAX582-4564

区役所等で行う主な手続きをご案内します。
このほかに手続きが必要な場合もあります。

戸籍の手続き

- **死亡届の提出** [持ち物]死亡診断書(原本)
(火葬がお済みの場合、死亡届は提出済みです)



1階①番

戸籍住民課 戸籍係
TEL582-4724

※死亡の日(死亡したことを知った日)から7日以内に届け出してください。

印鑑登録・マイナンバーカードのこと

- **印鑑登録証をお持ちだった方**
※死亡届を提出すると、印鑑登録は自動的に廃止され、印鑑登録証は使用できなくなります。
登録証は廃棄してください。
- **マイナンバーカードをお持ちだった方**
※返却は不要です。死亡後の諸手続きにマイナンバーが必要となる場合もあるため、一定期間保管しておくことをお勧めします。

＜以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は、忘れずに手続きしましょう。＞

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療のこと

※後期高齢者医療制度:75歳以上の方、または65歳以上の一定の障がいのある方が加入します。

- **国民健康保険・後期高齢者医療に加入していた方**

資格喪失届
(保険料)相続人代表者指定届
[持ち物]資格確認証等・代表相続人の
銀行口座番号がわかるもの



2階⑥番

保険年金課 保険係
TEL582-4772

- **65歳以上の方、または40歳以上で要介護認定を受けていた方**

※介護保険の要介護認定を受けていた方は、2階①番も届出必要

- **国民健康保険・後期高齢者医療に加入していた方**

葬祭費の申請
[持ち物]会葬はがき(喪主・施主の方)または葬儀の領収書(葬儀費用を支払った方でフルネームが記載されたもの)、銀行口座番号がわかるもの

医療費の払戻
[持ち物]代表相続人の銀行口座番号がわかるもの
※国民健康保険の場合は、対象となる医療費の領収書等が必要となる場合あり

※年金に関すること
次ページ参照



2階⑦番

保険年金課 給付係
TEL582-4770

- **介護保険に係る一部負担等の減額・減免を受けていた方**

資格喪失
[持ち物]認定証



2階①番

保健福祉課 給付事務係
TEL582-4742

高齢の方の手続き

- **敬老優待乗車証(敬老パス)をお持ちだった方**

ICカード内の残ポイントがある場合、利用者負担相当分を返金いたします。



2階①番

保健福祉課 給付事務係
TEL582-4742

年金に関すること

- 老齢基礎年金・厚生年金を受給していた方

未支給年金・遺族年金請求
死亡届

札幌西年金事務所

(予約制 北3西11)
TEL241-7284
自動音声①→②

※共済年金を受給していた方は、各共済組合へ（年金係では手続き不要）

※障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・特別障害給付金を受給していた方、年金受給前に亡くなった方につきましては、年金係(2階⑧番窓口 TEL582-4786)にお問い合わせください。

障がいのある方の手続き

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった方

手帳の返還
〔持ち物〕各種手帳

- 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していた方

資格喪失

〔持ち物〕配偶者又は生計を同じくしていた方の預金通帳
(公金受取口座を利用する場合、預貯金通帳は不要)

- 障害福祉サービス・障害児通所支援受給者証をお持ちだった方

資格喪失

〔持ち物〕受給者証

- 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院医療)をお持ちだった方

2階②番

保健福祉課 相談受付担当
TEL582-4747

- 福祉乗車証等(障がいのある方)をお持ちだった方

資格喪失

〔持ち物〕各種乗車証

2階①番

保健福祉課 給付事務係
TEL582-4742

- 重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちだった方

喪失届・受給者証の返還

〔持ち物〕受給者証
その他、代表相続人の預金通帳が必要な場合があります。

- 心身障害者扶養共済制度に加入している方

年金、弔慰金の請求

〔持ち物〕場合によって異なりますので、お問い合わせください。

2階③番

保健福祉課 福祉助成係
TEL582-4741

子ども関係

- 児童手当、特別児童扶養手当を受給している方

消滅届または減額届
〔持ち物〕場合によって異なりますので、お問い合わせください。

※受給者である父母等が亡くなった場合は新たに児童を監護(養育)する方から新規申請が必要です。原則、申請のあった翌月から支給します。

※支給対象児童が亡くなった場合も届出が必要です。亡くなった月までの手当が支給となります。

- 子ども医療費助成を受けていた方

喪失届・受給者証の返還
〔持ち物〕場合によって異なりますので、お問い合わせください。

※受給者である児童の父(母)が亡くなった場合、ひとり親家庭等医療費助成の手続きについてお問い合わせください。

- 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成を受けていた方

資格喪失
〔持ち物〕場合によって異なりますので、お問い合わせください。

- 交通災害や労働災害等で死亡した方に義務教育修了前までの遺児がいる場合で、その遺児を今後養育する方

災害遺児手当の申請
〔持ち物〕場合によって異なりますので、お問い合わせください。

- 母子父子寡婦福祉資金の貸付を受けていた方

資格喪失
〔持ち物〕場合によって異なりますので、お問い合わせください。

2階③番

保健福祉課 福祉助成係
TEL582-4741

南保健センター3階

健康・子ども課 子ども家庭福祉担当 TEL581-5780

外国人の方の手続き

- 外国人高齢者・障害者福祉手当を受給していた方

資格喪失届

2階④番

保健福祉課 地域福祉係
TEL582-4734

指定難病・特定疾患に関すること

- 特定医療費(指定難病)・特定疾患・肝炎等医療受給者証をお持ちだった方

受給者証の返納届
〔持ち物〕受給者証

南保健センター3階

健康・子ども課 保健予防係
TEL581-5211

食品営業に関すること

- 営業許可・登録証をお持ちだった方

承継届・廃止届等
〔持ち物〕場合によって異なりますので、お問い合わせください。

南保健センター3階

健康・子ども課 生活衛生担当係 TEL581-5213

ペットのこと

- 犬の飼い主だった方

登録事項変更の手続き
※新しい飼い主が届け出る
必要があります

南保健センター3階

健康・子ども課 生活衛生担当係
TEL581-5213

又は札幌市保健所 動物愛護管理センター
(北22 西15 TEL736-6134)

区役所以外での手続き

市税に関すること

- 不動産登記をして
いる土地・家屋を
お持ちだった方

相続登記の手続き
各種ご相談は予約優先と
なっております。

不動産を管轄する法務局
※南区所在の不動産の場合
札幌法務局南出張所
(豊平区平岸1-22・TEL824-7411)

※相続登記をされない方、未登記の家屋を持っていた方は、不動産の所在する区を管轄する市税事務所の固定資産税課にお問い合わせください。(南部市税事務所 固定資産税課 土地担当 TEL824-3917、家屋担当 TEL824-3918)

- 市・道民税を納め
ていた方

納税義務承継の手続き

南部市税事務所 市民税課
(平岸5-8・TEL824-3914)

※国税に関するご相談は札幌南税務署(豊平区月寒東1-5・TEL555-3900)へお問い合わせください。

市営墓地のこと

- 市営墓地をお持ち
だった方

権利移転の手続き

札幌市ウェルネス推進部施設管理課
(北2西1 ORE札幌ビルTEL211-3525)

※納骨する場合も納骨の手続きが必要になります。

遺言状、相続放棄のこと

- 遺言状、相続放棄
のこと

遺言状の検認や相続放棄
の手続き

札幌家庭裁判所
家事受付・手続き案内センター
(大通西12・TEL221-7281)

自動車やバイクに関すること

運転免許をお持ちだった方	→	運転免許証の返還	→	南警察署(南29西11・TEL552-0110) ほかお近くの警察署へ
原動機付自転車(125cc以下)、 小型特殊自動車をお持ちの方	→	相続	→	中央市税事務所諸税課 (南3西11・TEL596-6932)
軽自動車をお持ちの方	→	相続	→	軽自動車検査協会札幌主管事務所 (北区新川5-20・TEL050-3816-1763)
125cc超のバイク、 普通自動車をお持ちの方	→	相続	→	札幌運輸支局 (東区北28東1・TEL050-5540-2001)

その他のこと

農地のこと	→	相続	→	札幌市農業委員会事務局(中央区北1西2・TEL211-3636)
電気のこと	→	氏名変更・継承	→	ほくでん契約センター(TEL0120-12-6565)又は各加入事業者へ
水道のこと	→	氏名変更・継承	→	水道局電話受付センター(TEL211-7770)
ガス・電話のこと	→	氏名変更・継承	→	ご加入の事業者にご確認ください